

嘱託職員等の雇用に関する取り扱い要領

千曲市社会福祉協議会就業規則に定めるものの他、嘱託職員、臨時職員（以下「嘱託職員等」という。）の雇用等について、次のとおり定める。

第1 就業規則第2条の職員の定義に関する区分及び任用基準は、次のとおりとする。

(1) 嘱託職員

- ア 専門的知識、経験、並びに特定の免許・資格を必要とする職
- イ 千曲市社会福祉協議会以外の退職者の再雇用等人事管理上必要と認めた職
- ウ その他、特に会長が必要と認めた職

(2) 専門的臨時職員

- ア 専門的知識、資格を必要とする業務に配置を必要と認めた職

(3) 代替臨時職員

- ア 職員の産休、育休、療休等の代替の職

(4) 一般臨時職員

- ア 季節的繁忙期及び緊急に業務が増加したことによる、真に必要とする期間の業務の職

(5) パートタイム職員

- ア 業務が繁忙となる時間に、短時間勤務として1時間又は日額で雇用される職

第2 任用

- (1) 嘱託職員等の任用その他身分の取り扱いは、事務局長が会長の承認を受けて決定する。
- (2) 嘱託職員等の雇用は原則として公募による面接選考とし、緊急の場合は書類選考により行うことができる。
- (3) 嘱託職員等の任用は、嘱託職員等雇用伺いにより会長の決裁を受け、労働条件通知書及び辞令を交付して行うものとする。

第3 任用期間

嘱託職員等の任用期間の終期は、当該会計年度を超えることなく、かつ1年を超えない辞令の期間とし、それぞれ次のとおりとする。

なお、会長は都合により雇用限度年齢前に雇用継続をしない旨通告することがあるものとする。

(1) 嘱託職員

- ア 任用期間の限度は、通算5年以内とする。ただし、業務の都合上、会長が特に必要と認めた場合は、任用期間を更新することができる。
- イ 第1の(1)イについては原則通算3年以内とする。
- ウ 雇用限度年齢は満65歳とする。

(2) 専門的臨時職員

- ア 1週間の勤務時間は40時間以内及び1ヶ月の勤務日数は20日以内とする。ただし、18日以上勤務する月が継続して6ヵ月以上となってはならない。
- イ 雇用限度年齢は満60歳とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限

(H21.3 改正第1号)

りでない。

(3) 代替臨時職員

ア 1ヶ月の勤務日数は20日以内とする。ただし、18日以上勤務する月が継続して6ヵ月以上となつてはならない。

イ 雇用限度年齢は満60歳とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(4) 一般臨時職員

ア 1ヶ月の勤務日数は20日以内とする。ただし、18日以上勤務する月が継続して6ヵ月以上となつてはならない。

イ 任用期間の限度は、通算概ね10年とする。ただし、業務の都合上、会長が特に必要と認めた場合は、任用期間を更新することができる。

ウ 雇用限度年齢は満60歳とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(5) パートタイム職員

ア 1日の勤務時間は6時間以内並びに1ヶ月の勤務日数は17日以内とする。

イ 任用期間の限度は、通算概ね10年とする。ただし、業務の都合上、会長が特に必要と認めた場合は、任用期間を更新することができる。

ウ 雇用限度年齢は満60歳とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第4 退職

嘱託職員等は当該任用期間が満了した時には、就業規則に基づき退職するものとする。

(1) 前項に定めるもののほか、嘱託職員等が次の各号の一に該当するときは、退職する。

ア 退職願いが提出され、受理されたとき。

イ 死亡したとき。

第5 報酬等

嘱託職員等の報酬及び賃金は、予算の範囲内において会長が定める。

ア 必要と認めるときは通勤手当相当額（月10日以上出勤する者に限る。）、一時金を支給することができる。

イ 報酬等の支給方法及び支給日は、常勤職員の例による。

第6 その他

就業規則及び職員給与規程施行細則に定めるもののほか、必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月12日から施行する。